

＜個別案件確認表（東京都）＞

東京都担当確認年月日 令和3年1月12日

東京都作業部会確認年月日 令和3年1月22日

事業名 競技運営（運営委託等）

案件名 東京パラリンピックマラソン競技運営委託

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		本件の経費は、大卒の合意に基づくものであり、組織委員会、東京都、国はそれぞれの役割に応じて相当額を負担する。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本件は、過去に策定した計画を基軸にして競技運営を行うものであり、一括して組織委員会が行うことで、関係者との諸調整等を円滑に進めることができ、効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本件は、東京2020大会におけるパラリンピックマラソン競技を実施するために必要な委託であり、本大会の開催において必要不可欠な内容である。	
	効率性	本件は、パラリンピックマラソンのコースの状況や特質を十分に理解し、都内で開催されるマラソン競技の運営について専門的知見を有する国内唯一の事業者に対して特命で契約を行うものであるため、当該事業者の知見等の活用により、規模及び価格の設定が行われており、効率性について十分に配慮されている。	
	納得性	本件は、競技運営における基本的業務について、過去に実施された同じ態様のものと比較して相応な内容である。 また、ガイドラインの施工、ドレスリハーサルの実施等、パラリンピックマラソン特有の業務においても、組織委員会と国際競技団体及びオリンピック放送機構との調整、マラソン競技に専門的知見を持つ発注予定事業者への委託により、規模及び価格の精査が為されていることから、相応な内容であると評価できる。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		現時点では、大会経費の都の枠内であることを確認できないため組織委員会負担とする。 引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。 都は大会経費の都の分担額の枠内であることを確認した上で負担することとする。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。